

新入会員に贈るメッセージ



弁護士ほど心躍る魅力的な職業はない —最強の自由業に就かれた新人の皆さんへ—

山田 秀雄 (36期) 当会会員 ●Hideo Yamada

〈略歴〉

1984年 弁護士登録
2001年 当会副会長
2005年 山田・尾崎法律事務所 代表弁護士
2014年 当会会長・日弁連副会長

2016年 日弁連の理事者に占める女性会員の割合を
高めるための方策実現ワーキンググループ 座長
2017年 文科省再就職等問題調査班特別班員
文科省再就職コンプライアンスチーム リーダー

1. 弁護士は心躍る魅力的な職業、 しかも最強の自由業である

タイトルの前半の言葉は、私が敬愛していた故古曳正夫弁護士（旧森綜合法律事務所の創立パートナー。65歳で弁護士を引退し、シルクロード研究に没頭、2017年8月に逝去された。）のものである。後に日本を代表する巨大法律事務所の礎を築きながら、還暦後、潔く引退を決めた人の言葉だからこそ重い響きがある。

「最強の自由業」と指摘したのは、テレビで共演した際の著名な映画監督の言葉である。私は、今でもお二人の弁護士評は正しいと思っている。

今、世の中は、弁護士に対するネガティブキャンペーンで溢れている。

法曹志望者の減少、若手弁護士の困窮、独立の困難さ、不祥事の多発等々、それぞれ一面の真実であることは違いない。

士業全体の衰退も指摘されている。しかし、何時の時代でも困難は形を変え、私たちの前にあった。凡そ、自由業であれば、格差は必然であるし、一定の競争はやむを得ない。

そうはいっても、人の悩みを解決し、感謝され、その上、お金を貰える職業は、恵まれないだろうか。しかも、数年の勉強の蓄積によって、一生使える強力なパスポートを取得できる。弁護士は、文章が書けて、交渉力を有し、社会に対し発信力を持ち、国家権力からは自由である（弁護士自治）。数ある職業の中でも

特権的でさえある。政治家や会社の役員、大学教授、テレビのコメンテーター等にもなることができる、所謂「つぶし」のきく仕事である。まずは、目先の否定的な言説や事象にとらわれず、弁護士という仕事に大きな「夢」と「誇り」をもつことが一番大事だと思う。

もちろん、その上で、「創意」と「工夫」、そして継続した「努力」が必要であることは言うまでもない。その具体的中味を34年間の弁護士人生を振り返りつつ、検証してみたい。

2. 私の弁護士遍歴

振り返れば、一瞬の光芒のような34年間であったが、コンパクトに遍歴を記してみる。

(1) 修業時代（イソ弁、共同事務所のころ） （登録7～8年目まで）

私が勤務弁護士を経験した野田純生法律事務所（現野田総合法律事務所）は、一般民事と企業法務を中心とした5～6名の中規模事務所であった。自由な気風で、受験時代からの仲間が同僚で、業務の基礎を学び、楽しい職場だった。訴訟のイロハ、会社の相談、株主総会等々、ボス（故野田純生弁護士。司法研修所教官等を歴任）は、初めから新人にも事案を任せてくれる指導だったので、入所まもなく証人尋問を行う等、現場での度胸がついたように思う。

東京生まれの東京育ち、私学の一貫校で育った環境のお陰で、まるで友人たちが私のためにトラブルを起こしてくれるかのように個

人の事件や顧問先が増えた。3年目で独立できる体制になったが、声をかけていただいた会派、大学の先輩（麻生利勝弁護士）と共同事務所を開設した。時あたかもバブル経済の真盛りで、不動産会社の仕事で恩恵を蒙った。カリスマ性のある先輩弁護士には、仕事の迫力を教わることはもちろん、ゴルフや海外旅行もよくご一緒して「自由業」の楽しさを味わわせていただいた。

(2) 独立して事務所を構える（8～20年目）

1992年に自分の事務所を構えると、バブル経済が崩壊し、顧問先が5、6社倒産した。経費を一人で負担していたので、経営に必死だった。登録10年が経過して、司法試験に合格した時の知識では目減りしてきた自分を感じ、筑波大学大学院の社会人コースに通い出した。PL法と事業承継を学んだが、本業もかなり忙しく、正月返上で修士論文を仕上げるのに苦労したのが懐かしい思い出だ。

このころ、勤務弁護士を採用し、オウム真理教事件を契機に、テレビのコメンテーターの仕事が増えた。セクハラ問題で著作をものしたところ、講演、セミナーの依頼が激増し、多忙を極めるようになった。弁護士3年目から会務に深くかかわるようになり、民事介入暴力、犯罪被害者、両性の平等、互助会等の当会の実働委員会で委員長を経験し、2001年には修習時代の恩師久保利英明会長の下、副会長を務めた。仕事、会務、テレビ、講演、ゴルフと、寝る間もないほどであったが、最も活力に溢れ、充実していた時期であったと思う。事務所の所属弁護士数も10人ほどの規模に成長した。

(3) 大病を経験し、その後会長を務める

(20年目～)

激務と不摂生が原因で2005年に大病を経験し、その時に自分の仕事と家族のためにだけ生きようと決心するが、結局、生きているのではなく、「生かされている」と悟り、仕事も会務も以前より忙しさは増すことになり、2014年には、当会の会長となった。

50代半ばを過ぎてからは、社外取締役、大学の客員教授、第三者委員会の委員等の仕事が増え、現在は政府の有識者会議の座長や、

公益財団法人の理事長等の仕事に時間が多くとられ、いわば社会貢献が主になってきた。

こうして著すと、失敗が少なく、自慢話をしているようで恐縮であるが、実は小さな失敗は数えきれないほど経験しているし、その中にこそ、弁護士業務の要諦が隠れている（機会があればその失敗談を話し伝承したい）。

3. 新人に贈るいくつかのアドバイス

(1) 10年間は修業であると考えろ

「Effortful study ten years」という言葉がある。一人前のプロになるには、血と汗の10年間はどの職業でも必要不可欠な「通過儀礼」である。弁護士の10年間は、あらゆる意味で修業であり、逆に試行錯誤も許される。10年経つと自分の得手不得手が見えてくるし、自分に合った依頼者が分かってくる。

(2) キーパーソンを見出す

自分を指導してくれる人、顧客を導いてくれる人、窮地のときに助けてくれる人と出会うこと。自分の力は僅かで、結局は人の縁が重要である。素晴らしい人との出会いが人生を決定すると今にして私は思う。そのためには、常に高いアンテナを各方向に張ることが重要だ。そして運が良い人は、共通して「礼儀正しい」と私は考えている。

(3) 執筆、講演、弁護団への参加は 良き修業の場である

広告が自由になったとはいえ、弁護士の広告の究極は、他人、特に弁護士から「あいつは凄い」と言われること。そのための修業の場として、本や論文を書き、講演をすることは有効である。厭でも恥をかきたくないのだから勉強するからだ。弁護団に入ると一番年下が起案するので先輩たちに鍛えられる。私もこの3つはとても役に立った。

(4) 会務、関務をやると自分の「立ち位置」 が分かり、不祥事を起こしにくくなる

弁護士は業務自体が人助けなので公益的側面があるが、会務はさらなる公益に資する側面がある。しかも、一人で悩んでいると自分の中の羅針盤が狂うことがある。これが不祥事につながるものがしばしばあり、会務、関


務は自分のバランスを保つ上でとてもプラスになった。大変ではあるが、楽しい時を仲間と共有でき、情報収集にも役に立つ。

(5)「真剣に遊ぶ」とその中で友人ができ 仕事が無駄に

流行りの異業種交流も結構であるが、仕事以外に酒食、ゴルフ、歌舞音曲等の趣味や遊びに真面目に取り組むと、時間はかかるが、その中で生まれた人間関係から自然と仕事が無駄に

舞い込むことがある。「仕事が欲しい」と顔に書いてあると、仕事はこない。遊ぶことも重要なのである。

4. 最後に

苦しいことやつらいことがあっても、やはり弁護士は心躍る魅力的な職業である。是非、自分の「夢」を実現し、素晴らしい弁護士人生を皆さんに歩んでもらいたい。 



新入会員の皆さんへ

早稲本 和徳 (48期) 当会会員 ● Kazunori Wasemoto

〈略歴〉

1996年 弁護士登録
2010年～2012年・2016年 慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師
2015年 当会副会長
2016年 日弁連常務理事

1. はじめに

新入会員の皆さん、ようこそ第二東京弁護士会へ。それにしても、どうして私のような者が40期代を代表してこのような大それた記事を書くことに決まったのか不思議で仕方ありませんが、とにかく、皆さんへのお祝いと激励の気持ちを込めて、私の体験を述べさせていただきます。

私は、1996年に、司法修習生として配属された事務所（飯田・栗宇特許法律事務所）に勤務弁護士として採用していただき、4年目からは同事務所のパートナーとなりました。その後、2010年に独立し、司法研修所の同期で同い年の弁護士と現在の事務所（早坂・早稲本法律事務所）を開設し、現在に至っています。

現在の取扱業務は、「知財から離婚まで」本当に幅広い分野の案件を取り扱っています。これは、入所した事務所のお二人のボスの取り扱う事件の分野が全く異なっており、それぞれ知財から離婚まで幅広い分野の事件を取り扱っていたためです。さらに、事務所のパ

ートナーになってからは自分のクライアントも増え、顧問業務だけではなく、会社分割や株式上場、ゴルフ場の民事再生なども経験することになりました。

このような幅広い業務経験が現在の弁護士業務の礎になっていることはもちろんですが、ただ経験するだけでは全く意味がなく、どのように経験を積んでいくか（仕事を覚えていくか）が重要だと思います。

2. 1番を目指そう

私が新人弁護士のころに考えていたことは、不遜にも「同期で1番になろう」でした（ただし、「1番」という概念は多義的なので、業務に関連していればその対象は何でもよいところがミソです。）。私が言いたいことは、どんなことでもいいから1番になろうと思わなければ、結局2番にも3番にもなれずに、たくさんの同期弁護士の中に埋もれてしまうということです。

また、1番になりたいという気持ちだけでは駄目で、そのための工夫が必要になります。私が行っていたことは、①（デスク以外の場所

で) 時間がある限りとことん考えること、②与えられた指示や課題をこなすだけでなく何かプラスアルファの結果を出すことを心がけること、③業務処理はスピード感をもって行うこと、④無駄な作業をせずに効率よく時間を使うことによって自分のための時間を捻出することでした(これらは現在も心がけています)。

具体的には、まず、自分が担当している事件の問題点や解決方法を見つけ出すために納得できるまでとことん考えることです。デスクの前でただ唸っているだけでは何もアイデアは出てこないし、ましてやロクに考えもしないでまともな書面など書けるはずがないので、移動の時間や入浴中とかのアイドルタイムを徹底的に思考のための時間に充てました。そして、デスクワークは思考の結果を集中して一気に形にする場であると考えていました。

また、与えられた課題や担当している事件の処理について一生懸命考えていると、往々にして新たな問題点などに気が付くことがあります。そのときは与えられた指示や課題をこなすだけにとどまらず、新たに気が付いた問題点や、事件処理の過程で生じることが予想される争点についても検討しておくように心がけました。

そして、業務の処理にはスピード感をもってあたることが重要です。もちろん、与えられた業務や作業を放置したり適当に処理することなどはもってのほかですが、丁寧に業務を行うことを重視するあまり、時間をかけすぎてしまって作業が止まってしまうと、結局、ボスやクライアントに迷惑をかけた、大事なビジネスチャンスを失ったり、書面の提出期限が守れずに裁判所との信頼関係を損なう危険があります。その意味でも、いかに短時間で効率よく仕事をするか(とにかく無駄なことをしないこと)が重要だと考えていました。

他方で、弁護士といっても所詮は人間であり、遊びや休息のための時間も必要です。しかし、弁護士という職業はある意味で時間の切り売りをしているため、空き時間は自分で作るしかありません。そこで、空き時間を作るための工夫として、80%の力でだらだらと

7日間働くくらいなら、120%の力で集中して仕事を片付けようと考えていました。そこで、デスクワークをするときはできる限り長時間集中して行い、仕事の合間の気分転換代わりに経過報告書などの短時間で終わる作業を挟むようにしていました(経過報告書は、期日が終了した直後に、記憶の鮮明なうちに書くことが重要だと思います。なぜなら、時間が経つと記憶が薄れてしまい、記憶喚起のための余分な時間がかかるようになるからです)。

こうした小さな努力(?)の積み重ねで新人弁護士でもちょっとした海外旅行に行けるくらいの時間は作れるはずです(もちろん、旅行先でも仕事をするようになりますが…)。

いろいろと述べてきましたが、結局のところ、私は、弁護士という職業は自分自身を一番大事にしなければいけない職業だと思います。セルフイッシュという意味では自戒の面もありますが、自分自身が健康面(精神面も含めて)でも経済面でも恵まれていた方がクライアントのことを冷静かつ客観的に一生懸命考えることができると思いますし、その方が結果的にクライアントとの信頼関係の構築にも役立つのではないかと思います。

3. 皆さんへのお願い

そして、ここからは皆さんへのお願いです。事務所のボスだけでなく、先輩後輩を問わず、ほかの事務所の弁護士からも好かれる弁護士になってください。弁護士の世界は狭く、一度人間関係の構築に失敗すると、挽回するのは相当大変ですからご注意ください。

また、法曹界以外の友人を大切にしてください。仕事と関係のない友人と過ごす時間は楽しいですし、潜在的なクライアントです(笑)。

最後に、弁護士会での活動についてですが、私は、平成27年度に当会の副会長を経験しました。総務、財務、労務、修習、互助、国際等様々な委員会や業務を担当し、これまでの弁護士経験とは全く異なる1年間を過ごしました。

弁護士会や会員のために働くことは思っていた以上に大変で、戸惑うことも多かったのですが、そこで得た新たな知見や人間関係は

これからの弁護士業務の糧になっていくと確信しています。

新人の皆さんが委員会活動やその他の弁護士会の活動に参加することは事務所の業務との関係でなかなか大変だと思いますが、弁護士会の活動を通じて知り合った先輩弁護士から業務についていろいろなことを教わることができたり、委員会によってはそのまま業務に役立つものもありますので、皆さんも頑張

って是非弁護士会の活動に参加してください。

4. 最後に

皆さんの前途は洋々です。でも、これからの長い弁護士人生において壁にぶちあたることもあるでしょう。そのときは、希望に満ちていた新人弁護士のころの自分を思い出して壁を乗り越えてください。入会おめでとうございます。



10年目の弁護士として、お伝えしたいこと

坂井 愛 (60期) 当会会員 ● Ai Sakai

〈略歴〉

2007年	弁護士登録
2009年～2012年	男女共同参画推進プロジェクトチーム 副座長
2015年～現在	綱紀委員会 副委員長
2016年～現在	司法修習委員会 副委員長

1. 10年前と現在

弁護士登録をしてから10年が経過しました。10年前の今ごろは、弁護士になって数か月が経ったころです。

今回の執筆依頼を受けた後、10年前の私を思い起こすため、久しぶりに2007年の手帳（当時は「弁護士日誌」を使っていました。）を見返してみました。

9月18日に新規登録弁護士研修を受けた翌日、個人情報保護法の講演を2日連続で行っており、その後も、年が明けるまでの間に、建物明渡等請求訴訟、所有権移転登記抹消登記手続等請求訴訟、土地明渡等請求訴訟、労働審判、賃料減額調停、顧問会社の法律相談、遺産分割の交渉、離婚事件の交渉、公正証書遺言の作成、債務整理の相談、建築紛争の相談等、弁護士登録した時から現在も所属している事務所のボス弁、兄弁や姉弁の指導を受けながら、諸々の事件を取り扱っておりました。

登録直後から結構頑張っていたのねと自画自賛するとともに、登録直後で右も左も分か

らないながらも、一つひとつの事件を、唯々必死に対応していたことを思い出しました。

現在は、家事事件の割合が多くなったものの、取扱業務は概ね変わっていません。

ところで、弁護士は、『10年あるいは15年で一廻り』と聞いたことがあります。この基準によると、私は、やっと一廻り、あるいは弁護士としてまだ一廻りもしていない状態です。

ですから、正直に申し上げて、未だに、法律相談を受ける際には、役に立つアドバイスができているのか、また今後も相談したいと思って貰えるような対応をしているのか等、常に自問自答しております。

2. お伝えしたいこと

このように、私は、弁護士として（も社会人としても）、まだまだ学ばなければならないことが沢山あるのですが、今回は、新入会員の皆様に、私が弁護士業務を行うにあたり、実践して役に立っていることや大切にしていることの幾つかをお伝えしたいと思います。

(1) 知識不足の分野の質問を受けた際の対応

あやふやに回答しない。事務所での相談の場合には、直ぐに書籍等で調査をして回答をし、事務所外で相談を受けている場合には、「調査の上、〇〇日までに（期限を設けて）回答します」と伝える。

私は、以下の経験の後からは、上記の対応をしています。

事務所外での法律相談で、知識があやふやな分野のことを聞かれた際、知識不足と思われることに躊躇を覚え、あやふやな知識のまま（しかも自信満々な様子で）回答してしまったことがありました。事務所に戻り直ぐに調べると、きちんとお伝えし直した方が良い内容でしたので、直ぐに相談者に電話をし、回答を修正したことがありました。

その際、相談者からは、「自分が帰った後も、自分の相談内容を考えていただきありがとうございます。」と伝えられましたが、相談後に回答を修正するのは回避した方が良いと感じ、以後は、上記の対応をしています。この対応は、相談者の信頼にもつながると思います。

(2) 元気のない相談者への対応

笑顔で迎え、笑顔になって帰ってもらう。

多くの相談者は、不安を抱えており、元気がないことが多いです。相談者は、時には人生を選択しなければならない事態に直面していることもあります。

私は、特別意識していたわけではないのですが、相談者を笑顔で迎え、相談を終えた後、相談者から、「先生の話聞いていたら、何だか元気になりました。」と言って笑顔で帰っていただくことが多いことに気がつきました。

弁護士は、相談者から事実を聴取した上で法律に則った紛争解決のご提案をしなければならぬことは勿論ですが、私は、不安を抱えて落ち込んでいる相談者が元気になってくれることも大切な仕事の一つだと考えます。

(3) 受任後の事件処理の対応

依頼者と一緒の気持ちになって、諦めず丁寧に取り組む。

これは、依頼者と同化するという意味ではありません。

私は、未だに、依頼者の気持ちに寄り添えず、依頼者の真の要望が分かっていないと感じることがあります。実際に、依頼者から、不満を伝えられることもあります。

ですから、依頼者の目線に立って、依頼者と一緒の気持ちになるように意識しています。そのため、事件の内容だけではなく、事案によっては依頼者の生活状況、経済状況等も聴取をし、依頼者が不安に感じていることや、一番の怒りや不満等を依頼者と共有した上で事件処理ができるよう意識しています。

その上で、一人ひとりの事件について、諦めずに丁寧に取り組むことが大切です。

依頼者の満足はいろいろですが、諦めずに丁寧に取り組むことで依頼者の信頼を得ることができると信じています。

(4) ストレスへの対応

ストレスを翌日に持ち越さず、ストレスの発散方法を見つける。

これが一番大切なことかもしれません。弁護士業務は、相談者や依頼者から感謝されることも多いですが、分かってもらえないことや、うまくいかずに苦しむこともあり、ストレスが溜まる仕事だと思います。

ストレス発散の方法は、人それぞれですので、自分に合った方法を見つけていただきたいです。

以前、ストレス発散について話が出た際、仕事が終わって帰宅した後に自宅の近所を全力で走ることがストレス発散だと仰っている方もいらっしゃいました。

私のストレス発散は、安直ですが、アルコールを摂取することです。事務所の仲間たちと仕事終わりに飲みに行くこともありますが、飲み会がないときでも、帰宅した後、ビールやワインを飲んでから就寝します。そうすることで、ストレスを翌日に持ち越さず、新たな気持ちで毎日を迎えることができます。

3. 最後に

一つでも新入会員の皆様に役立つ情報提供ができていれば幸いです。

始まったばかりの弁護士人生、楽しみながら頑張ってください。

